

平成21年10月／消防防災課

■ 訓練の運営方針

- 今年度の原子力防災訓練は、1つの事故想定を基に各防災関係機関が連携して防護対策にあたる総合訓練を実施する。
- 訓練シナリオについては、主要事象の発生時間帯を事前に提示することとし、その他の事象は訓練中に付与するブラインド要素を取り入れた訓練とする。
- 訓練の実施にあたっては、訓練の実効性を考慮し、「原子力防災関係機関連携訓練」と「避難等措置訓練」の二本立てとし、一部は別個のスケジュールで実施する。
- 原子力防災関係機関連携訓練では、特に住民避難等の対応にかかる局面の情報共有、意思決定事項の実施のための情報伝達を実施し、連携関係の基本を確認することを重視した訓練とする。

■ 今回訓練の特徴的な取り組み

- 防護対策をすみやかに決定するため原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象の段階からオフサイトセンターにより防護対策の検討を実施する。
(従来は原子力災害対策特別措置法第15条の緊急事態宣言発出後より実施。)
- 県防災ヘリコプターが使用できない想定のもと、自衛隊のヘリコプターを活用し、発電所内で発生した負傷者の医療機関への搬送を実施する。
- 島根県地域防災計画に基づく災害時の食料等の供給を実施する。
- 携帯型映像伝送装置等を利用した画像伝送を原子力防災ネットワークを通じて実施する。

1 実施日時

平成21年11月13日(金) 7:00～14:00

(オフサイトセンター活動訓練は平成21年10月26日(月)・27日(火)に実施。)

2 主催等

(1) 訓練の主催

島根県、松江市

(2) 訓練参加者(調整中)

① 防災関係機関

国(原子力安全委員会、経済産業省、文部科学省等)、陸上自衛隊第13旅団、第八管区海上保安本部、松江市消防本部、島根県警察本部、中国電力(株)、医療機関(日赤、市立病院、県立中央病院等)、報道機関 ほか

② 避難等措置

鹿島、松江(橋北)、島根の各地区の住民 ほか

3 訓練の目的

- (1) 原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 地域住民の訓練参加により、原子力防災及び原子力安全に対する理解の向上を図る。

4 訓練対象施設

中国電力株式会社島根原子力発電所

5 実施場所

〈島根〉 島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）、島根県庁、県職員会館、
県保健環境科学研究所（県原子力環境センター）、松江市役所、同鹿島支所、
同島根支所、玉湯体育館、島根原子力発電所と同周辺地域
〈東京〉 原子力安全委員会、経済産業省、文部科学省 ほか

6 訓練想定

中国電力株式会社島根原子力発電所2号機において、定格熱出力一定運転中、主給水ポンプの全台停止及び冷却機能の喪失から炉心損傷に至り、排気筒から放射性物質が放出され、周辺環境に影響がおよぶ恐れが生じたとの想定で、国、県及び松江市はオフサイトセンター及び災害対策本部を設置し、各種の応急対策を実施する。

7 訓練評価

訓練の評価を第三者機関に委託して実施する。

8 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

◎ 訓練の内容

訓練項目	訓練内容	
	原子力防災関係機関連携訓練	避難等措置訓練
(1) 初動対応 (緊急時通信連絡)	○緊急時の連絡体制に基づく関係機関相互の通信連絡	
(2) オフサイトセンター 設置運営	○各機関からの要員派遣 ○現地事故対策連絡会議、合同対策協議会及び各機能班の運営	
(3) 災害対策本部 設置運営	○災害対策本部の設置運営 ○住民からの問合せ対応 ○避難所への食料等物資の調達	
(4) 緊急時モニタ リング	○緊急時モニタリングセンターの設置運営 ○緊急時モニタリングの実施 ○企画評価班のオフサイトセンターへの派遣	
(5) 緊急被ばく 医療活動	○緊急時医療センターの設置運営 ○発電所内負傷者の医療措置	○救護所における避難住民のスクリーニング ○ヨウ素剤の搬送
(6) 広報活動	○プレス発表（一部模擬記者会見）の実施 ○県の放送要請による住民広報	○防災無線、有線放送、広報車による住民広報
(7) 住民の避難 措置等		○住民の避難誘導・輸送・屋内退避 ○地区消防団による避難地区での避難状況確認 ○避難所の開設、資機材展示 ○原子力防災学習
(8) 学校等の避難 措置等		○緊急時の通信連絡 ○児童等の避難・屋内退避 ○原子力防災学習
(9) 災害時要援護者 の避難措置等		○社会福祉施設の屋内退避 ○福祉車両を用いた避難 ○災害時要援護者の避難
(10) 救急搬送	○救急車による負傷者(放射性物質による汚染の恐れあり)の救急搬送（発電所 → 一次被ばく医療機関）	
(11) 自衛隊ヘリ等による救急搬送通信	○救急車及び自衛隊ヘリによる被ばく患者を三次被ばく医療機関へ搬送するための実動及び通信連絡	
(12) 立入制限、交通 規制等措置	○警察、海上保安部による防護対策区域の設定に伴う立入制限、交通規制等の要員配置	○警察、海保による立入制限 ○警察によるヨウ素剤搬送先導
(13) 自衛隊災害派遣 運用	○県災害対策本部への連絡幹部派遣 ○陸上自衛隊ヘリによる空中モニタリング支援	○住民等の輸送の支援 ○救護所における除染デモンストラション